

# 4月7日(日) 4月21日(日)

# 府議会議員選挙 市議会議員選挙

○開票(両日とも)  
文化センター小ホール  
午後8時45分から

### 投票は午前7時～午後8時 市内の24カ所の投票所で

【今年3月20日まで】に届け出をした場合  
新しい住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月21日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月20日まで】に届け出をした場合  
新しい住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月21日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月20日まで】に届け出をした場合  
新しい住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月21日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月20日まで】に届け出をした場合  
新しい住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月21日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月20日まで】に届け出をした場合  
新しい住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月21日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月20日まで】に届け出をした場合  
新しい住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月21日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月20日まで】に届け出をした場合  
新しい住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月21日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月20日まで】に届け出をした場合  
新しい住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年3月21日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月9日以降】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

【今年4月8日まで】に届け出をした場合  
転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所での投票所で投票していただくこととなります。

この場合「投票所入場券」

この場合「投票所入場券」

この場合「投票所入場券」

この場合「投票所入場券」

この場合「投票所入場券」

この場合「投票所入場券」

この場合「投票所入場券」

この場合「投票所入場券」



く、前住所での選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 市・府議会共通事項

### 郵便により投票ができる人

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人には、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け、次の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

- ①両下肢もしくは体幹の障がい(程度)移動機能の障がい(1級(特別項症)から)または2級(第2項症)までの人
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい(程度)1級(特別項症)から)または3級(第3項症)までの人
- ③免疫もしくは肝臓の障がい(程度)1級から3級のいずれかの人
- ④前項の①から③の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合

【郵便による投票手続き】要件に該当し郵便投票を希望する人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付が必要で、郵便等投票証明書の交付を受けていない場合、早めに身体障害者手帳か戦傷病者手帳もしくは介護

### 期日前投票をご利用ください

- 府議会議員選挙 3月30日(土)～4月6日(土)
- 市議会議員選挙 4月15日(月)～4月20日(土) 午前8時30分～午後8時 市役所1階西側・第1会議室(警備員室前)

投票日当日に都合の悪い人は、事前に市役所で期日前投票ができます。土、日も受付します。投票所入場券を持参してください。投票所入場券の裏面に期日前投票宣誓書にしています。あらかじめ記入いただくことと受付がスムーズです。■病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会でする不在者投票制度もありです。詳しくは市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

### 点字や代理の投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載します。秘密は厳守しますので投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

### 投票所入場券を忘れずに

お持ち

山形県議会議員選挙  
投票所

〇〇〇〇議会議員一般選挙投票所入場券

投票日	平成31年 月 日
投票時間	午前7時～午後8時
投票所	区 番
投票区	区 番
氏名	姓 名

住所

〒 市 区 丁目 番 号

氏名

姓 名

〒 市 区 丁目 番 号

氏名

姓 名

あなたの投票所は「投票所入場券」に記載してあります。あらかじめご確認ください。市では、事前にハガキの「投票所入場券」を有権者の皆さんへ郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。なお、受付時には、入場券に記載しているバーコードをパソコンで読み込みますので、折り曲げずに持参ください。【投票所入場券】が届かないときは、

35

期日前投票宣誓書

私は、平成31年4月7日(日)の府議会議員一般選挙の当日、下記の事由に該当する者ではありません。

※該当する場合は「○」を付してください。  
※ある場合は「点字」で記載してください。

1  本人又は親族の候補者  
2  選挙権を喪失している  
3  選挙権を喪失している  
4  選挙権を喪失している  
5  選挙権を喪失している  
6  選挙権を喪失している

期日前投票

期間 平成31年〇月〇日～〇月〇日  
(土曜日、日曜日も受付しています。)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 市役所1階警備員室前 第1会議室

〇〇〇〇外に転出された方は、投票することができません。また、選挙の当日に有権者でない方は投票できません。

八幡市選挙管理委員会  
電話 983-1111(代)

# あなたの投票所はこちらです

## 投票所設置場所一覧

※第20投票所が「八幡第四幼稚園」になります。(道路からの入り口は従来どおりです)

第1投票所	第2投票所	第3投票所	第4投票所
志水公民館	二区公会堂	山柴公民館	橋本公民館
第5投票所	第6投票所	第7投票所	第8投票所
川口コミュニティセンター	八幡人権・交流センター	上区公会堂	やわた流れ橋交流プラザ
第9投票所	第10投票所	第11投票所	第12投票所
都児童センター 体育館	内里公会堂	戸津公会堂	美濃山公会堂
第13投票所	第14投票所	第15投票所	第16投票所
長町南集会所	くすのき小学校	男山第二中学校	中央センター集会所
第17投票所	第18投票所	第19投票所	第20投票所
男山第三中学校	橋本幼稚園	くすのき保育園	八幡第四幼稚園
第21投票所	第22投票所	第23投票所	第24投票所
南センター集会所	柿ヶ谷集会所	コミュニティセンター月愛	美濃山コミュニティセンター

投票区	投票所 所在地	対象地域
1	志水公民館 八幡岸本35-4	一区(一部)
2	二区公会堂 八幡三本橋1-1	二区(双栗含む)
3	山柴公民館 八幡山柴48・49	三区(一部)
4	橋本公民館 橋本堂ヶ原36	橋本(一部)
5	川口コミュニティセンター 川口萩原24-1	川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)
6	八幡人権・交流センター 八幡軸63	六区
7	上区公会堂 岩田高木82-2	上区
8	やわた流れ橋交流プラザ 上津屋里垣内56-1	中区
9	都児童センター体育館 下奈良今里17	下区
10	内里公会堂 内里東ノ口33	内里
11	戸津公会堂 戸津北小路34	戸津(一部)
12	美濃山公会堂 美濃山宮道55-1	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
13	長町南集会所 八幡長町3-67	八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)
14	くすのき小学校 男山金振9	男山(金振・竹園の一部)
15	男山第二中学校 男山石城3	男山(石城・弓岡)
16	中央センター集会所 男山八望3	男山(八望・泉)
17	男山第三中学校 男山笹谷3	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)
18	橋本幼稚園 橋本中ノ池尻15	橋本(一部)・西山
19	くすのき保育園 八幡吉野垣内3-1	三区(一部)・石清水ビューハイツ含む
20	八幡第四幼稚園 男山松里1	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部)・福祿谷の一部
21	南センター集会所 男山竹園2	男山(香呂・竹園の一部)
22	柿ヶ谷集会所 八幡柿ヶ谷80-12	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部)・福祿谷の一部
23	コミュニティセンター月愛 八幡月夜田81-1	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水珀・一ノ坪・御幸谷の一部)
24	美濃山コミュニティセンター 欽明台西70	欽明台・岩田大谷・内里大谷

## 世の中を変えたい思い、票に込め



忘れずに投票してね

### 選挙公報をお届けします

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料となるものです。投票日の2日前(府議会議員選挙は4月5日・市議会議員選挙は4月19日)までに各家庭にお届けします。届かない場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙制度は民主主義の根幹であり、多くの人が投票に参加することはとても大切なことです。棄権は国民の権利と義務を放棄することになります。市選挙管理委員会では、18歳のお誕生日を迎えられる新有権者の皆さまに、お誕生カードをお送りし、有権者の仲間入りであるお知らせをしております。初めて迎える選挙で、投票するという大切な権利をしっかりと行使してください。

今年、統一地方選挙の年です。わたしたちにとってもっとも身近な代表を決める大切な選挙です。市では、4月7日に京都府議会議員選挙が、4月21日に八幡市議会議員選挙が行われます。



選挙管理委員会 委員長 森田孝利

### 選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階) ☎983-5635(直)・☎983-1111(代)